佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第二十七号

佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例

目次

第一章 総則 (第一条 第九条)

第二章 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な事項(第十条 第十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 の推進に果たす役割の重要性にかんがみ、 この条例は、 歯と口腔の健康づくりが県民の健康の保持増進及び食育 本県における歯と口腔の健康づく

りに関し、 基本理念を定め、 並びに県の責務及び歯科医療関係者、 教育関

者、保健福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、 県の施策の基

本的な事項を定めることにより、 に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、 県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくり もって県民の健康の増進に寄与

することを目的とする。

(基本理念)

第二条 持増進に努めるとともに、 歯と口腔っ の健康づくりは、 住み慣れた地域において生涯にわたり必要な歯科 すべて の県民が、 自ら歯と口腔の健康 の保

保健医療サー ビスを受けることができる環境が整備されることを基本理念と

して行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、

2

歯と口腔っ の適切 な役割分 の健康づくりに関する総合的 担 のもと、 連携して実施する責務 かつ計画的 を有する。 な施策を策定し、 関係者と

(市町との連携協力等)

第四条 らな な保健サ ιį 県は、 ビスを実施している市町との連携協力及び調整に努め 前条 の施策を策定し、 及び実施するに当たっては、 なけ 住民に身近 ればな

(市町への支援)

第五条 県は、 市町が母子保健法 (昭和四十年法律第百四十 一号)、 健康増進法

づくり (平成十四年法律第百三号)等の法令に基づく施策その他の歯と口腔 に関する施策を策定し、 及び実施する場合には、 そ の求め に応 の健康

報の提供、 専門的又は技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(歯科医療関係者の役割)

第六条 歯科医師、 歯科衛生士、 歯科技工士その他の歯科医療関係者は、 基 本

理念に に協力 Ų のっ ら、 歯科疾患の予防に努めるとともに、 県又は市町が実施する歯と口腔の健康づ 咀嚼機能その くり の他の歯と口腔に に 関する 施策

関する機能 の維持回復が図られるよう、 良質か つ適切な歯科医療 保健指

等を行うよう努めるものとする。

(教育関係者及び保健福祉関係者の役割)

第七条 教育関係者及び保健福祉関係者は、 基本理念にのっ とり、 それぞ れ の

業務に おいて、 歯と口腔っ の健康づくりの推進に努めるとともに、 その推進に

当たっ ては、 他 の者が行う歯と口腔の 健康づくり に関する取組と連携 及

び協力するよう努めるものとする。

2 県民の する研修の機会の確保に努めるものとする。 教育関係者及び保健福祉関係者は、歯と口腔 歯と口腔の の健康づくりを支援する保健師、 の 健康づくりを推進するため、 栄養士、 介護従事者等に対

(事業者及び保険者の役割)

第八条 科健診 組を推進するよう努め 及び保健指導の機会の確保その他 事業者は、 基本理念にの るものとする。 っとり、 の歯と口腔の健康づく 県内の事業所で雇用する従業員 りに関する取 の 歯

2 努めるものとする。 導の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう 保険者は、 基本理念に のっとり、 県 内 の被保険者等の歯科健診及び保健指

(県民の役割)

第九条 めるとともに、 くりに関する取組への参加又はかかりつけ歯科医等の支援を通じ、 県民は、 歯と口腔の 県及び市町並びに事業者及び保険者が行う歯と口腔 の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努 積極的に の 健

歯と口腔っ の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

第二章 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な事項

(県歯科保健計画)

第十条 合的かつ計画的 画 (以下「県歯科保健計画」という。) を定めなければならない 知事は、 県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総 に推進するため、 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計

- 2 県歯科保健計画には、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- 歯と口腔の の健康づくりに関する基本的な方針
- 二 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- Ξ イ 歯と口腔っ 県民が歯科健診、 の健康づ くりに関する次に掲げる施策 保健指導等の必要な歯科保健医療サー ビスを受け

ことができる環境の整備及び普及啓発

- 歯と口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供
- 八 歯と口腔っ の 健康づ くりに関する取組にかかわるものとの連携体制の

構築

- 離島及び へき地における適切な歯科保健医 療サ ビ ス の
- 朩 歯科保健事業に携わる者の確保及び資質 の 向上
- ^ 歯科保健 事業の 効果的な実施に資する調査研究の 推進
- 1 た め に必要 5 ^ までに な事項 掲げるもの のほか、 歯と口腔っ の健康づ < ij を推進する
- 匹 に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた 前三号に掲げるもの のほか、 県民 の生涯に わたる歯と口腔 めに必要な事項 の 健康づ 1)
- 3 町そ せるために必要な措置を講じ 知 事は、 の 他歯と口腔の 県歯科保健計画を定めるに当たっては、 の健康づく なければならな りに関する 取組に ιį か か あらかじめ、 わるもの の意見を反映さ 県民及び
- 4 な 知 事 は 県歯科保健計画を定めたときは、 遅滞なく、 公表 し なけ れば な
- 5 に応じ 知 事 Ĭţ て県歯科保健計画を見直すものとする。 歯と 口 腔 ś の 健康づく IJ に関する施策 の 進捗状況等を踏まえ、
- 第十一条 6 (指針の策定 第三項及び第四項の規定は、 知事は、 市町 における 歯と口腔 県歯科保健計画 の 健康づ の変更につい くり に 関 する施策 て準用する。 の 円滑 な
- 2 前 項の指針に は 次に掲げる事項を定めるものとする。

1)

の推進に取

り組むための指針を定め

るも

のとする。

実施を支援するため、

市町がその役割に応じて効果的

に歯と口腔

の

健康づく

- 県民 歯科保健医療サー の各年齢階層に応じた歯と口腔 ビスを受けるに当た の 健康づ り特に配慮を要する障害者、 くりに係る市 町 の役割 介 護
- を要する高齢者、 妊婦等の歯と口腔の 健康づ < りに係る市町 の 役割
- \equiv 前二号に掲げるもの のほか、 市町がその役割 に応じて効果的に歯と口腔

効果的な歯科保健対策 の推進等)

第十二条 対策の推進に努めるものとする。 るため、科学的根拠に基づくう 蝕 予防対策の普及その他の効果的な歯科保健 県は、 幼児、 児童及び生徒に係る歯と口腔 の健康づくり の推進を図

2 三十三年法律第五十六号)第五条の規定による学校保健計画又はこれに ッ化物洗口が実施される場合は、 のとする。 た計画に定めて実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うも 知 事 又は県教育委員会は、 保育所、 各実施主体に対し、学校保健安全法 (昭和 幼稚園、 小学校、 中学校等に お 11 て フ

(障害者等への支援)

第十三条 害者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯と口腔の健康づくりを推進するため 県は、 歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障

必要な支援を行うよう努めるものとする。

(八〇二〇運動推進週間)

第十四条 県は、 毎年十一月八日をいい歯の日と定めるとともに、 同日を含む

とした取組をいう。 一週間を八〇二〇運動(八十歳で自分の歯を二十本以上維持することを目的ははまるにこまる 県民の理解及び意識の高揚を図り、 以下同じ。)を推進する週間と定め、 八〇二〇運動につはままるにいまる

県民運動として定着するよう普及啓

発に努めるものとする。

Ţ

(県民歯科疾患実態調査)

第十五条 するため、 県は、 おおむね六年ごとに、 県民の歯と口腔の健康づ 県民歯科疾患実態調査を行うものとする。 **(1)** の推進を図るため の 基礎資料と

(財政上の措置)

第十六条 県は、 歯と口腔の の健康づくりに関する施策を推進するため、 必要な

財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第十七条(知事は、県歯科保健計画に基づく実施状況を、毎年度、議会に報告

するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。